

補足資料

令和 8 年（2026年） 7 月13日
消費者庁

目次

○検討事項

第1．「解約料」の実態を踏まえた実効的な仕組み

第2．継続的な契約の普及・拡大に対応するための規律の導入（契約の変更時に関する規定についての具体的検討）

1．規律の対象となる契約類型について

2．定型約款の変更に関する民法の規定との関係について

検討事項（1 / 7）

第1．「解約料」の実態を踏まえた実効的な仕組み

- 論点整理では、以下の1・2の双方又はいずれかにより対応することが提案され、1については**A案・B案**を検討したと整理されていた。

1．「解約料」条項に係る規定（消費者契約法第9条第1項第1号）の見直し

2．「解約料」条項の説明に関する既存の制度の拡充

- 第3回検討会では、長年にわたり議論されてきた「解約料」の問題に関してA案及びB案という具体的な案が示されたことについては前進であるという評価があったが、第5回検討会では主に以下の指摘があった。

【A案について】

- 複数の選択肢を設けることに必ずしもメリットがあるとはいえず、合理的ではない価格差別目的の「解約料」が設定される懸念を払拭できない。
- 業種や業態によっては複数の選択肢を設けることが不合理である場合や実務上困難である場合がある中で、立証責任を事業者にかすることはできない。

【B案について】

- 消費者が原状回復賠償に相当する部分等を立証することが困難な場合もあり、立証困難の課題の観点では現状と大きく変わらない可能性がある。
- 消費者契約は極めて多様であることから、明確に分類して一律の区分を設けることは困難である。

【両案に共通する内容について】

- 「平均的な損害の額」の概念を明確化することが困難な中で、新たな規律の導入を検討するのは問題がある。
- 消費者及び事業者の双方にとって複雑でわかりにくい制度となるのではないか。

検討事項（2 / 7）

- 第5回検討会ではA案及びB案を組み合わせるという意見があった。
組合せの方法として、例えば、
 - i) B案のとおり、
 - ・消費者契約法第9条第1項第1号を維持した上、
 - ・原状回復賠償に相当する部分等については消費者が立証責任を負い（例えば、それぞれの損害については「平均的な損害の額」と推定する）、それ以外の損害については事業者が立証責任を負うものとし、かつ、
 - ii) A案の価格差別目的の「解約料」に係る規律の要件を満たす場合には、最も「解約料」が安い選択肢以外の選択肢における「解約料」については「平均的な損害の額」を超えないものと推定することが考えられる。しかし、両案を組み合わせたとしても、前頁で記載した課題はなお残ると考えられるのではないかと。
- 他方で、A案及びB案で検討してきたことは、ビジネスにおける「解約料」の実態を踏まえ、基本的には有効性・合理性が認められ、事業者も消費者も納得しやすい「解約料」を切り出すことを試みるものであった。このような考え方は、「解約料」を巡るトラブルが生じることを可及的に防ぐために、「解約料」条項の説明に関する既存の制度の拡充においてもいかなることが可能であると考えられるのではないかと。
- そこで、A案及びB案において検討した内容を盛り込む形で、「解約料」条項の説明に関する既存の制度を拡充することが考えられるのではないかと。その際には、消費者契約法第3条だけでなく、「解約料」の算定根拠（又はその概要）の説明に関する努力義務（同法第9条第2項及び第12条の4）についても拡充することが考えられるのではないかと（第5回検討会資料1・17～19頁参照）。

第2. 継続的な契約の普及・拡大に対応するための規律の導入（契約の変更時に関する規定についての具体的検討）

- 第6回検討会では、定型約款の変更（民法第548条の4第1項第2号の規定による場合）で、かつ、契約の重要事項が変更される場合について、以下のとおり、個別の通知義務を規定することについて検討した。

（第6回検討会で示した規律のイメージ）

事業者は、民法第548条の4第1項第2号の規定により定型約款の変更をする場合で、かつ、契約の重要事項（※1）の変更をする場合には、当該変更をする前に、現に契約関係にある消費者に対して、次に掲げる事項（※2）を通知しなければならない。

ただし、当該消費者への通知が困難な場合であって、当該消費者の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

（※1）「重要事項」については、消費者契約法第4条第5項を参考に、以下のようなものを想定

- ・消費者契約の目的となるものの質、用途その他の内容であって、消費者が契約関係を維持するか否かについての判断に通常影響を及ぼすべきもの
- ・消費者契約の目的となるものの対価その他の取引条件であって、消費者が契約関係を維持するか否かについての判断に通常影響を及ぼすべきもの
- ・消費者の生命、身体、財産その他の重要な利益についての損害又は危険を回避するために通常必要であると判断される事情

（※2）当該変更後の当該消費者契約の内容、当該変更の効力発生時期、当該変更がされる前に当該消費者契約の解約をすることができる期間、条件及び方法等を想定

1. 規律の対象となる契約類型について

- 定型約款の変更という場面を捉えた行為規制であることから、事業者と消費者の間の定型取引（ある特定の者が不特定多数の者を相手方として行う取引であって、その内容の全部又は一部が画一的であることがその双方にとって合理的なものをいう。）一般に適用される規律とすることを想定。
- 個別通知義務が生じるのは、消費者と現に契約関係にある場合を想定。契約関係が継続的に存在しない取引は対象としない。

2. 定型約款の変更に関する民法の規定との関係について

- 1. に記載したような規律を設けた場合、事業者が定型約款の重要事項を変更した際に、事業者はどのような対応をとる必要があるか。

【事例】1 か月毎に食品を配達する定額のサブスクリプション契約において、原材料費の高騰により、定型約款の料金が記載されている部分を変更し、1 か月当たりの料金を値上げしたい。

〈（1）民法の定型約款の変更の場合〉※現行法で必要な対応

- ① 定型約款の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、この条の規定により定型約款の変更をすることがある旨の定めの有無及びその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的（※）なものであり（民法第548条の4 第1項第2号）
- ② その効力発生時期を定め、かつ、定型約款を変更する旨及び変更後の定型約款の内容並びにその効力発生時期をインターネットの利用その他の適切な方法により周知（民法第548条の4 第2項）

することにより、個別に消費者と合意をすることなく契約の内容を変更することができる。

（※）①の合理性の考慮要素は以下のように考えられており、料金の値上げが直ちに合理的ではないと解されるわけではない。

- ・「変更の必要性」は、「定型約款準備者においてなぜ定型約款の変更を行う必要が生じたかが考慮され」、「経済情勢が変動したことに伴って対価やサービス内容についての変更の必要が生じることが想定され」る。また、「取引やサービスの内容との対比において顧客の連絡先の把握・管理のコストや顧客への通知費用が過大に過ぎるといった、顧客から個別の同意を取ることが困難である事情も考慮され」る。（村松秀樹（元法務省民事局参事官）＝松尾博憲（元法務省民事局付）『定型約款の実務Q&A〔補訂版〕』132頁（商事法務、2023年））

検討事項（5 / 7）

- 「変更後の内容の相当性」は「変更が必要となった事情に照らして適切な内容となっているのか、過剰なものとなっていないかなどが考慮され」る（同書133頁）。
- 「その他の変更に係る事情」としては、「変更によって相手方が受ける不利益の程度や性質を前提としつつ、その不利益を軽減する措置が取られているかなどが重要な要素として考慮されることが想定されて」おり、「例えば、変更後の契約内容に拘束されることを望まない相手方に対して契約を解除する権利を付与することや、変更の効力が発生するまでに猶予期間を設けることなどは、相手方の不利益を軽減する措置と評価することができ」と解されている（同書133頁）。



定型約款の変更が、当該契約をした目的に反せず、原材料費の高騰やその他の変更に係る事情に照らして合理的と評価でき、また、インターネットの利用その他の適切な方法により②記載の事項を周知していれば、個別合意がなくても効力が生じると考えられる。

〈（２）契約の変更時に関する規定が設けられた場合の対応〉

➤ 定型約款の変更の効力発生要件

- ・ 〈（１）民法の定型約款の変更の場合〉の①及び②の要件を満たすことで、「個別に相手方と合意をすることなく契約の内容を変更」という効果が生じる。

➤ 消費者契約法上の義務規定への対応

- ・ 「重要事項」（※）の変更をする場合には、上記の効力要件を満たした上で、消費者に対し、以下の事項を個別に通知する必要がある。

（※）「重要事項」については、消費者契約法第４条第５項を参考に、以下のようなものを想定

- ・ 消費者契約の目的となるものの質、用途その他の内容であって、消費者が契約関係を維持するか否かについての判断に通常影響を及ぼすべきもの
- ・ 消費者契約の目的となるものの対価その他の取引条件であって、消費者が契約関係を維持するか否かについての判断に通常影響を及ぼすべきもの
- ・ 消費者の生命、身体、財産その他の重要な利益についての損害又は危険を回避するために通常必要であると判断される事情

（通知事項として想定される内容）

- ・ 当該変更後の当該消費者契約の内容
 - ・ 当該変更の効力発生時期
 - ・ 当該変更がされる前に当該消費者契約の解約をすることができる期間、条件及び方法（※）
- （※）消費者が当該変更時に解約権を有していない場合もあるが、変更後の契約を認識し把握させるとともに将来の解約や不更新等といった判断をするか否かの判断に資することになると考えられる。

- ・ 「消費者への通知が困難な場合」には、個別の通知を行わなくても、当該消費者の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとることにより足りる（メールアドレス・郵送先を把握していない場合等を想定。）。

検討事項（7 / 7）



事業者は、定型約款の変更の効力発生要件であるインターネットの利用その他の適切な方法による「周知」を行った上で、消費者に対し、電子メールや郵送等の個別通知により、変更後の当該消費者契約の内容、当該変更の効力発生時期、当該変更がされる前に当該消費者契約の解約をすることができる期間、条件及び方法等を通知する必要がある。